

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市下金倉瓢池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年8月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	平田 音彦	丸亀市中津町1067番地2	平成17年6月22日